

「郵送型入札」による  
須磨区役所前駐車場の貸付け  
実施要領

※この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

申込受付期間：令和3年11月22日（月）～令和4年1月7日（金）

参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分理解した上でご参加ください。

神戸市須磨区役所まちづくり課

# 目 次

1	「郵送型入札」の主な手順	1 頁
2	「郵送型入札」実施要領	2 頁
3	物件概要書・位置図	13 頁
4	様 式	15 頁
	① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例	
	② 委任状・同記入例	
	③ 入札参加書類送付用宛名ラベル	
5	(予定) 賃貸借契約書及び仕様書	21 頁

## 「 郵 送 型 入 札 」 の 主 な 手 順

(詳細は該当頁を確認してください。)

I	入札参加申込み 質問受付等 (4頁～6頁)	入札参加希望者は、下記の参加申込期間中に入札参加書類を郵送（特定記録郵便）してください。（持参可）	
		<b>参加申込期間</b> 令和3年11月22日（月）～令和4年1月7日（月）午後5時まで（必着）	
		送付先	(特定記録郵便) 〒654-8570 須磨区役所総務部まちづくり課総務担当 ※直接持参される場合は、須磨区役所4階まちづくり課までお越しください。（住所：神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号） （受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時：土日祝日を除く）
		入札参加書類	(1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書 (2) 印鑑証明書 (3) 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕 (4) 有料駐車場運営の経験を有することを証する書面 (5) 委任状（代理人による入札及び契約を希望する場合のみ）及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し ※ (2)・(3)は発行後3ヶ月以内のもの
		<b>質問受付期間</b> 令和3年12月20日（月）～12月24日（金）午後5時まで（必着）	
		送付方法	今回の入札に関する仕様書等について質問がある場合はFAX（任意の様式）またはE-mailのみにより受付します。 FAX番号：078-731-4362 E-mailアドレス：suma_shomu@office.city.kobe.lg.jp ・FAX発信票、E-mailの件名は「駐車場の貸付けに関する質問」と記載してください。 ・複数の質問がある場合には、質問ごとに付番してください。 ・送信後、須磨区まちづくり課総務担当（電話番号：078-731-4341）まで着信確認をしてください。
回答方法	回答は仕様書の追補とみなし、令和4年1月12日（水）までに、すべての入札者参加申込者に対して回答します。		

II	入札保証金 納付 (6頁～7頁)	入札参加受付後に、入札保証金の「納入通知書兼領収証書」や「入札書」の書式等を須磨区役所より送付いたしますので、入札保証金を神戸市の公金収納取扱金融機関で納付してください。 <u>なお「納入通知書兼領収証書」等入札必要書類が、令和4年1月12日（水）中に到着しない場合は、須磨区まちづくり課総務担当までお問い合わせください。</u>
----	------------------------	--

III	入札 (7頁～9頁)	下記の入札期間中に、入札書類を郵送（特定記録郵便）してください。（持参可）	
		<b>入札期間</b> 令和4年1月14日（金）～1月28日（金）午後5時まで（必着）	
		送付先	上記 I 入札参加申込み の送付先と同じ
		入札書類	(1) 入札書（入札書提出用封筒に封入のこと） (2) 入札保証金提出書（必要書類を貼付すること）

IV	開札 (8頁～9頁)	<b>開札日時</b> 令和4年2月9日（水）午前10時開始
		開札場所

V	契 約 (10 頁)	契約に際して、下記の書類等が必要になります。	
		必要書類等	(1) 落札通知書（落札決定後に神戸市より送付します。） (2) 実印（代理人が契約を締結する場合は「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印） (3) 賃貸借契約書に貼付する収入印紙は不要 (4) 国税及び神戸市税を含む地方税に未納の税額がないことの証明書
		契約締結期限 令和4年2月28日（月）午後5時まで	
※入札保証金の全額を契約保証金に充当します。なお、 <b>入札保証金が契約月額賃料（落札額）の3ヶ月分に満たない場合は、その差額を契約締結までに納めていただきます。</b>			

VI	貸付料等の支払い	貸付料及び契約保証金と入札保証金との差額については、須磨区総務部まちづくり課が発行する納入通知書により納めてください。貸付料は毎年度年2回、前期分は4月30日、後期分は10月31日が納期限になります。
----	----------	--

### 【1】事業の概要

神戸市では、下記市有地を一定の条件を付けて入札により貸付けます。

この入札への参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、次の各事項にご留意の上、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」によりお申し込みください。

### 【2】入札物件（物件の貸付条件等、詳細は13頁の物件概要書、位置図等を確認してください）

所在地	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号		
地番	神戸市須磨区大黒町4丁目1番（のうち一部）		
地目	宅地		
貸付面積	2,047㎡		
使用部分	別紙位置図等（14頁参照）のとおり 駐車台数73区画（平面利用のみ）		

### ☆ 注 意 事 項 ☆

- ・ 物件は、物件概要書記載の用途以外には使用できません。
- ・ 用途に関係する設備以外の工作物の築造は認めません。
- ・ 契約終了時には、引き渡し時の状態に原状回復していただきます。
- ・ 各物件の貸付けは、民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する賃貸借契約で、建物所有目的には使用できません。本契約を締結しても、いかなる借地権も発生しません。
- ・ 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は無効となります。
- ・ 落札後に契約を締結しなかった場合は、入札保証金の返還はできません。
- ・ 入札参加に際しては、本実施要領をよくお読みいただき、また、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで、落札後の辞退や契約期間中の撤退がないよう、計画的に入札に参加してください。
- ・ 前回の入札において、自己の都合で途中解約した契約者は、当該物件の入札に参加できません。

### 【3】入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 有料駐車場の運営について経験を有しない者

- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
- (4) 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
- ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
  - オ 神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (5) 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (6) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
- ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
  - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
  - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。

## 【参考】

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）抜粋】  
（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(イ) 入札参加申込書

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 【4】郵送型入札参加申込み

入札参加希望者は、下記の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。

参加申込期限までに「郵送型入札参加申込書兼誓約書」が提出先に到着しなかった場合は、入

札に参加することはできません。

#### (1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書の記入

「郵送型入札参加申込書兼誓約書」（16頁の書式を利用してください。）に必要事項を記載し、印鑑登録証の印鑑を押印してください。

- ※ 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」の記入例は、17頁をご参照ください。
- ※ 落札後の賃貸借契約の締結は、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でしか行いません。

#### (2) 入札参加書類の提出

参加申込期限までに入札参加書類を郵送（特定記録郵便）にて提出してください。

直接持参される場合は、須磨区役所4階まちづくり課までお越しください。

（電話番号：078-731-4341）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日除く

<b>参加申込期限</b>	<b>令和4年1月7日（金）午後5時まで（必着）</b>
---------------	------------------------------

【提出先】（特定記録郵便）〒654-8570

須磨区役所総務部まちづくり課総務担当

- ※ 送付には、20頁の「入札参加書類送付用宛名ラベル」をご利用ください。
- ※ 入札参加書類が申込期限までに到着しない場合は無効となりますので、余裕をもって発送してください。
- ※ 入札参加者から一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

#### (3) 入札参加書類

- ① 郵送型入札参加申込書兼誓約書（②の登録済印（以下「実印」という）を押印のこと）
- ② 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ③ 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕
- ④ 申込者が駐車場運営の経験を有することを証する書面
  - ※ 申込者が法人の場合、③登記事項証明書の目的欄に駐車場の運営に関する内容が記載されている場合は不要です
  - ※ 事業パンフレット等の印刷物、申込者が運営するホームページ等、申込者が駐車場運営事業の経験がわかるもの
  - ※ ホームページ等を印刷したものの場合は、印刷物に当該ページのURLを記載すること
- ⑤ 代理人〔受任者〕による入札及び契約を希望する場合のみ）委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し。
  - ※ ②③については、発行後3ヶ月以内のものに限ります
  - ※ 「委任状」は18頁に添付している書式を利用してください。
  - ※ 「委任状」の記入例は、19頁をご参照ください。

#### (4) 入札に関する質問などの受付

仕様書等について質疑がある場合は、12月20日（月）から12月24日（金）までの間に、FAXまたは電子メールにより質問を受け付けます。受付方法は次のとおりです。

① 質問の送付先

F A X 番号： 0 7 8 - 7 3 1 - 4 3 6 2

電子メールアドレス： suma\_shomu@office.city.kobe.lg.jp

② 様式等

- ・ 質問の様式は任意としますが、F A X 発信票、電子メールの件名には「須磨区役所前駐車場の貸付けに関する質疑」と記載してください。
- ・ 質問は簡潔に記載ください。
- ・ 複数の質問がある場合には、箇条書きとし、質問内容ごとに付番してください。

③ 質問の送信後の確認について

F A X、電子メールの方法に関わらず、質問の送信後、須磨区まちづくり課総務担当（電話番号： 0 7 8 - 7 3 1 - 4 3 4 1）まで着信確認をしてください。

(5) 質問に対する回答

回答は仕様書の追補とみなし、1月12日（水）までに、すべての入札者参加申込者に対して回答します。ただし、質問者の営業秘密に係わる事項等については、質疑を行った入札者へのみ回答することもあります。

回答は入札参加申込者の担当者連絡先の電子メール（電子メールが無い場合はF A X）を通じて行います。1月12日（水）までに回答が届かない場合は、須磨区まちづくり課総務担当までお問い合わせください。

(6) 入札必要書類の送付

入札参加受付後、入札参加資格の適合を確認した後に、須磨区役所より下記の入札に必要な書類を郵送します。（令和4年1月12日（水）頃発送予定）

- ① 入札書
- ② 入札保証金提出書
- ③ 入札保証金の「納入通知書兼領収証書」
- ④ 入札書提出用封筒
- ⑤ 入札関係書類送付用封筒

なお、令和4年1月14日（金）までに書類が到着しない場合は、須磨区役所総務部まちづくり課総務担当（電話078-731-4341）までご連絡ください。

【5】入札保証金の事前納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

(1) 入札保証金額

¥ 1, 1 7 3, 0 0 0 -

(2) 納付方法

神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。（納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しが入札書類提出の際に必要なになります。7頁【6】入札方法 (2)入札保証金提出書の記載をご参照くださ



い。)

- ※ 入札保証金が納付期限（令和4年1月28日（金））までに納付されていない場合、入札は**無効**となりますので、余裕をもって納付してください。
- ※ 入札保証金の納付には、必ず須磨区より送付する「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。それ以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は**無効**となります。
- ※ 落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、11頁【13】入札保証金の返還・帰属等をご参照ください。返還には、開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、より時間を要する場合があります。
- ※ 落札後に契約を締結しなかった場合、**入札保証金の返還はできません。また、今後2年間入札に参加することができません**ので、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで入札してください。
- ※ 入札物件について、現在、神戸市と賃貸借契約を締結し、契約保証金を預託している方は、「入札保証金に関する申出書」を提出することにより、預託している契約保証金の限度で入札保証金の納付を免除することができます。詳しくは、須磨区役所総務部まちづくり課総務担当（電話番号：078-731-4341）へお問い合わせください。

## 【6】入札方法

入札参加希望者は、5頁【4】**郵送型入札参加申込み** (3)**入札参加書類**に定める必要書類により、下記のとおり入札してください。

なお、提出された「入札書」の書換え、引換え又は撤回を行うことはできません。

### (1) 入札書の記載・封入

- ① 「入札書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を押印してください。
  - ※ 入札金額は物件概要書記載の**最低月額貸付価格以上の月額賃料**を記載してください。物件概要書記載の最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は**無効**となります。
  - ※ 本物件については、消費税及び地方消費税がかかりますが、入札金額は消費税を消費税及び地方消費税を含めずに金額を記載してください。（契約は、消費税及び地方消費税率を含めた金額となります。）
  - ※ 金額のはじめの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。
  - ※ インク又はボールペンにより記入してください。
- ② 「入札書提出用封筒」に発送者等を記入し、「入札書」のみを入れて、封をしてください。
- ③ 「入札書提出用封筒」に実印（委任されている場合は、届出印）で割印をしてください。

### (2) 入札保証金提出書の記載

- ① 「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を押印してください。
- ② 納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

③ 返還用口座の口座番号と名義人の確認できる書類（通帳の表紙の裏面）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

※ 入札保証金の返還用口座内容については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、変更届の提出が必要となるなど、返還に日数を要することとなります。

### (3) 入札書類の提出

「入札関係書類送付用封筒」に下記提出書類を封入のうえ、入札期限までに提出先に到着するように郵送（特定記録郵便）にて提出してください。

直接持参される場合は、須磨区役所4階まちづくり課までお越しください。

（電話番号：078-731-4341）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日除く

<b>入札期間</b> 令和4年1月14日（金）～1月28日（金）午後5時まで（必着）
---

【提出先】 （特定記録郵便）〒654-8570

須磨区役所総務部まちづくり課総務担当

【提出書類】 ○入札書提出用封筒（前頁(1)により記載した入札書を封入したもの）

○入札保証金提出書（前頁(2)により記載・作成したもの）

※ 入札書類が入札期限までに到着しない場合は無効となりますので、余裕をもって発送してください。

### (4) 入札の変更等

入札書類を提出した後は、「入札書」の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 【7】開札

下記の日程により、開札を行います。開札への参加は任意ですが、希望される場合は事前に問い合わせ先までご連絡ください。また、参加は1名でお願いします。なお、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

※**新型コロナウイルス感染防止対策で、会場変更する場合があります。**

**変更があれば、入札参加申込者に事前に通知します。**

#### (1) 日時

令和4年2月9日（水）午前10時より

#### (2) 場所

神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号

須磨区役所4階「401会議室」

#### (3) 持参物

開札会場への入場には、入札保証金の「**納入通知書兼領収証書（原本）**」が必要となりますので、必ずご持参ください。

#### (4) 落札者の決定

有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如など9頁【8】**入札の無効**に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

※ 同価の場合

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に直接関係のない神戸市職員にくじを引かせます。

(5) 結果の通知

開札結果は、開札日の翌日以降に入札参加者全員に対して郵送します。

(令和4年2月15日(火)発送予定)

(6) その他

開札会場では、落札者の氏名及び落札金額を発表いたします。

**【8】入札の無効**

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
- 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- 入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- 代理人〔受任者〕による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- 入札者及びその代理人〔受任者〕が他の入札代理人〔受任者〕となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- 入札者の資格のない者が入札したとき。
- 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

**【9】入札その他**

(1) 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額（落札額含む）及び落札者名は、須磨区ホームページにて公開とします。また、落札者が法人の場合は、落札者の所在地及び連絡先（電話番号、担当部署等）を公開することがあります。

(2) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

(3) 再入札

予定していません。

## 【10】契約

### (1) 賃貸借契約の締結

落札者は原則として、物件概要書に記載している貸付期間の賃貸借契約を、神戸市と締結することになります。賃貸借契約書及び仕様書の予定書式は21～27頁に記載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくこととなりますので事前に確認しておいてください。

### (2) 必要書類等

- ① 落札通知書（落札決定後に神戸市より送付します。）
- ② 実印（代理人〔受任者〕が契約を締結する場合は、「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印）
- ③ 賃貸借契約書に貼付する収入印紙は不要
  - ※ 入札物件は、施設の貸付に該当する（アスファルト舗装あり）ため、賃貸借契約には印紙税はかかりません。収入印紙の貼付は不要です。
- ④ 国税及び神戸市税を含む地方税に未納の税額がないことの証明書

国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））は納税証明書その3の2またはその3の3（納税地の所轄税務署で発行）

神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）は滞納外ないことの証明書（新長田合同庁舎2階窓口で発行）

地方税に未納の税額がないこと（未申告の場合を含む）の証明として「地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書」を併せて提出いただきます。

※ 神戸市に納付すべきすべての確定した市税の証明が必要です。

※ 直近（前年分又は前年度分）の状況のわかる証明書をご提出ください。

### (3) 契約締結

下記契約締結期限までに、署名・押印した「賃貸借契約書」を須磨区総務部まちづくり課総務担当へ提出していただきます。

**契約締結期限      令和4年2月28日（月）午後5時まで**

## 【11】契約の確定

契約は、神戸市が落札者とともに「賃貸借契約書」に署名・押印したときに確定します。

## 【12】契約保証金

契約保証金は落札額に消費税を加えた額の3ヶ月分です。契約の確定と同時に入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金が契約保証金に対して不足する場合は追加保証金を須磨区役所より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、**契約締結日までに**神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。なお落札者が、契約締結期限までに契約に応じない場合には、納付した追加保証金は利息を付けずに返還します。

### 【13】入札保証金の返還・帰属等

#### (1) 返還方法

- ① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振込む方法により、利息を付けずに返還します。
- ② 返還には開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することがあります。

#### (2) 入札保証金の帰属

落札者が、契約締結期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、神戸市に帰属します。

### 【14】土地の引渡し

物件は、契約期間の初日を予定して、現状有姿で現地立会いのうえ引渡します。

### 【15】注意事項

入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。なお、土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。

## 物件概要書・位置図

### ☆ 注 意 事 項 ☆

#### ( 物 件 概 要 書 )

- 物件概要書は、入札参加者が貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 面積や地目が、公簿と実測（現況）で相違する可能性があります。現況での貸付けとなります。

#### ( 位 置 図 等 )

- 位置図等は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。また、位置図等に記載されている数字においても、現況と相違している可能性があります。

## 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土地の概要	
所在地	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号
地目	宅地
現況	平面駐車場（73区画）
貸付面積	2,047㎡
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日 ※ なお、管理状況が良好な場合、双方合意のうえ、令和14年3月31日まで契約を延長できるものとする。
用途	<u>平面駐車場</u> （建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	<u>¥391,000（消費税抜）</u> －（この金額未満の入札は無効となります。）
入札保証金	<u>¥1,173,000</u> －（落札後は、保証金に充当します。）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本物件は須磨区役所及び須磨保育所利用者向けの駐車場を兼ねており、利用者及び行政上必要な場合には無料割引対応を行います。</li> <li>・ 貸付対象地は、令和4年3月31日まで賃貸しており、看板、精算機、照明等の工作物がありますが、現借地人が設置した工作物は、現借地人が撤去します。アスファルト舗装及び車止め、駐車区画線については、現状での貸付けとなります。</li> <li>・ 新たに設置する工作物など、落札者において手入れしたものは、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。</li> <li>・ 貸付対象地は、駐車スペース及びアスファルト舗装部（工作物設置用コンクリート部及び排水溝含む）となります。</li> <li>・ 貸付期間中、貸付対象地内の草刈りや投棄ゴミの収集等の清掃を含む管理、車止め等の工作物の補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。</li> <li>・ 貸付対象地の隣接植栽（駐車場区画部の緑色部分）について、落札者の費用と負担により清掃、剪定を行ってください。</li> <li>・ 隣接植栽部には、植栽用散水設備、電気自動車用の急速充電設備、懸垂幕、公示用掲示板等がありますが、管理は不要です。</li> <li>・ 貸付価格（契約金額）は、入札価格に消費税相当額を加えた額とします。経済事情により消費税が変動する際は、貸付価格にも反映させます。</li> <li>・ この土地を駐車場として利用するにあたり、必要な手続きなどについては、関係行政機関、関係業者にご確認ください。</li> </ul>

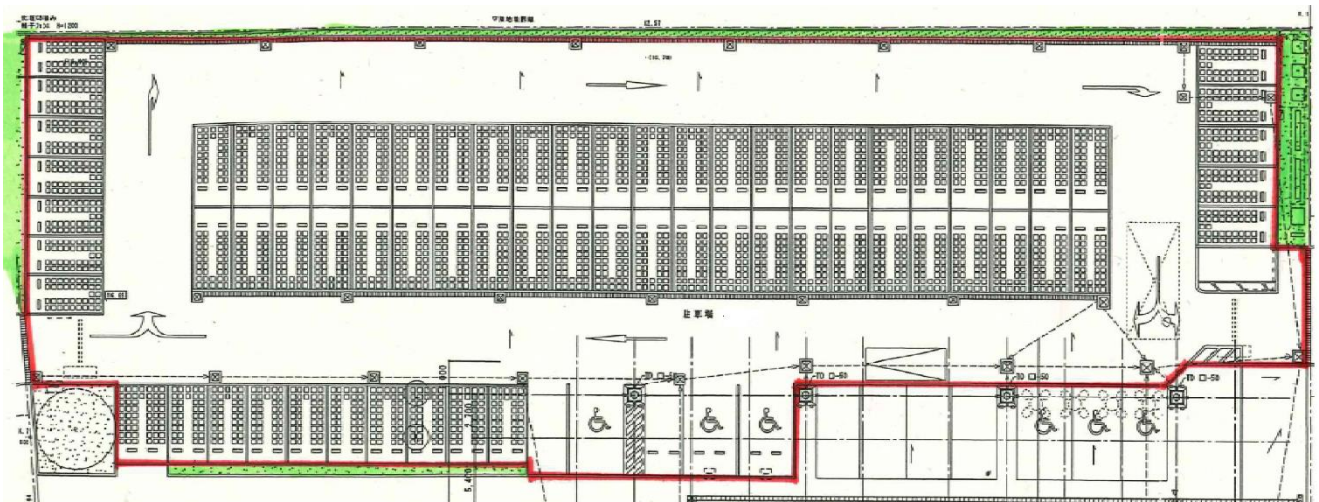


# 位置図等

## 須磨区役所前駐車場



## 駐車場区画図





## 様式

- ① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例・・・・・・・・・・ 16頁
- ② 委任状・同記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18頁
- ③ 入札参加書類送付用宛名ラベル・・・・・・・・・・・・・・・・ 20頁

神戸市長宛

郵便番号 ー  
郵送型入札参加申込者 住 所  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏 名  
性 別 男・女  
電話番号



## 郵送型入札（市有地貸付）参加申込書兼誓約書

私は、この「郵送型入札」による須磨区役所前駐車場の貸付けの参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産規則により、落札価格をもって貸付けしていただきますようお願いします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

### 記

#### 1 入札参加申込物件

名 称：須磨区役所前駐車場  
所在地：神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号

#### 2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (2) 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と2件目以降は写しを添付してください。

#### 3 連絡先（書類送付先）

- (1) 郵便番号
- (2) 住 所
- (3) 担当部署（担当者）  
担当者名、電話番号及びFAX番号、携帯電話番号、E-mailアドレス

【記入例】

神戸市長宛

令和〇年〇月〇〇日

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

灘 次郎 実印

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏 名 株式会社 神戸不動産  
代表取締役 神戸 太郎  
性 別 (男)・女  
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実印

郵送型入札（市有地貸付）参加申込書兼誓約書

私は、「郵送型入札」による須磨区役所前駐車場の貸付けの参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産規則により、落札価格をもって貸付けしていただきますようお願いいたします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

1 入札参加申込物件

名 称：須磨区役所前駐車場

所在地：神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号

2 添付書類

(1) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

(2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人のみ

※複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と2件目以降は写しを添付してください。

3 連絡先（書類送付先）

(1) 郵便番号

(2) 住 所

(3) 担当部署（担当者）

担当者名、電話番号及びFAX番号、携帯電話番号、E-mailアドレス

神戸市長宛

郵便番号  
委任者 住 所  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏 名  
性 別 男・女  
電話番号



## 委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、「郵送型入札」による須磨区役所前駐車場の貸付け及び随意契約への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

### 記

1 入札参加申込物件

名 称 須磨区役所前駐車場  
所 在 地 神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号

2 代理人（受任者）

住 所  
ふりがな  
氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男・女

電話番号



3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証など）の写しを添付してください。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市が、代理人（受任者）の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合があることを承諾します。

【記入例】

令和〇年〇〇月〇〇日

神戸市長宛

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
ふりがな (法人名、代表者名とも)  
氏名 株式会社 神戸不動産  
代表取締役 神戸太郎  
性別 (男)・女  
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

灘 次郎

実印

実印

委任状

私は、下記の者をもって代理人と定め、「郵送型入札」による須磨区役所前駐車場の貸付け及び随意契約への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

記

1 入札参加申込物件

名称 須磨区役所前駐車場  
所在地 神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号

個人の場合、住所は住民登録をしている住所としてください。

2 代理人（受任者）

住所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
ふりがな  
氏名 管財 三郎

届出印

届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

性別 (男)・女

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証など）の写しを添付してください。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市が、代理人（受任者）の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

●入札参加書類送付用宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

(特定記録郵便用)

〒654-8570

須磨区役所まちづくり課総務担当 行

特定記録郵便

# 土地賃貸借契約書

貸主神戸市（以下「甲」という。）と借主\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、末尾物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有に係る本件土地を一時の使用を目的として乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。

（用途指定）

第2条 乙は、本件土地を時間貸駐車場の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。

2 乙が前項の指定用途に供すべき期日は、令和4年4月1日とする。

（郵送型入札での条件の遵守）

第3条 乙は、令和3年11月22日から甲が実施した「「郵送型入札」による須磨区役所前駐車場の貸付け実施要領」の際に提示した条件を遵守しなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、管理状況が良好な場合、甲乙双方合意のうえ、令和14年3月31日まで契約を延長できるものとする。

（土地の引渡し）

第5条 甲は、前条に定める一時使用期間の初日に本物件を乙に引き渡ししたものとする。

（賃料）

第6条 賃料は、月額¥\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ -（消費税込み）とする。ただし、甲は、契約期間中であっても、近隣地域等における賃料水準、経済事情の変動等により、本件土地の賃料が不相当と認められるに至ったときは賃料を改定することができるものとする。

2 本契約期間の中途において、消費税率が改正されたときは、賃料の消費税額は、改正税率による。

（賃料の支払）

第7条 乙は、前条の賃料を、次の各号に掲げる賃料の区分に応じ、当該各号に定める支払期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(1) 前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）の賃料 4月1日から4月30日まで

(2) 後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の賃料 10月1日から10月31日まで

なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

（遅延利息）

第8条 乙は、第6条の賃料を支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（保証金）

第9条 乙は、本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として¥\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ -（消費税込

み月額賃料3ヶ月相当)を、本契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲は、前項の保証金の額が不相当となったときはこれを改定することができるものとし、乙は異議なくこれに応じなければならない。

3 第1項に規定する保証金は、本契約が終了し、かつ、乙が本件土地を返還した場合において、同項に規定する保証金の額から本契約に基づいて生じた乙の甲に対する債務の額を控除した残額を返還する。

4 保証金は無利息とする。

(善管注意義務)

第10条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって本件土地を管理しなければならない。

2 管理運営の細目については、別紙「須磨区役所駐車場管理運営 仕様書」によるものとする。

(紛争等の処理)

第11条 本件土地の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(費用負担)

第12条 甲は、本件土地の修繕義務を負わないものとし、本件土地の維持、保存、第2条に規定する時間貸駐車場の運営等に要する経費はすべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(転貸等の禁止)

第14条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号および第3号について、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

(1) 本契約によって取得した権利を譲渡し、又は本件土地を転貸すること。

(2) 本件土地の用途又は形状を変更すること。

(3) 本件土地上に第2条第1項に定める用途以外の仮設物を建設すること。

(違約金)

第15条 乙は、第2条、第10条若しくは前条の規定に違反したとき又は第25条の規定に該当するときは、違約金として違反時の月額賃料の12か月分に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第23条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第19条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要あると認めるときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、調査、報告等を拒み又は妨げてはならない。

(通知義務)

第17条 乙は、本件土地の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるときは、直ちに甲に対して



その状況を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第18条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに甲に対して届け出なければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が第3条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が第7条の規定に違反して賃料の支払いを6か月以上遅延したとき。
- (4) 乙が第14条の規定に違反したとき。
- (5) 第25条の規定に該当するとき。
- (6) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本件土地を公用、公共用に供するため必要とするときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

3 乙は、契約期間満了前に契約を解除しようとする場合、6か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は6か月後の月の末日とする。

(契約の失効)

第20条 天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は毀損し、乙の目的が達せられなくなったときは、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第21条 乙は、本件土地に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(土地の返還及び原状回復義務)

第22条 乙は、本契約が終了する日までに（第19条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、甲の指定する期日までに）、乙の費用をもって本件土地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本件業務にかかるリスクに対応する保険に乙の負担で加入すること。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第25条 本契約締結にあたり乙が提出した市有不動産借用申請書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第15条の規定に基づく違約金の請求、第19条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(裁判管轄)

第26条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本件土地の所在地を管轄する裁

判所をもって、その管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第27条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
甲 神戸市  
代表者 神戸市長 久元 喜造 ⑩  
  
住 所  
乙  
氏 名 ⑩

#### 物件目録

所在地 神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号  
地番 神戸市須磨区大黒町4丁目1番(のうち一部)  
地目 宅地  
貸付面積 2,047 m<sup>2</sup>  
使用部分 別紙図面のとおり 駐車台数73区画(平面利用のみ)

## 須磨区役所駐車場管理運営事業 仕様書

### 1. 業務内容等

事業者は、次の業務を行う。

- (1) 駐車場の運営方法は時間貸しのみとし、営業時間は24時間営業年中無休とする。  
※ 駐車場の一部又は全部を月極契約等に使用することはできません。
- (2) 利用者からの問い合わせや料金精算機、機器のトラブル等に関する連絡について、24時間緊急電話（インターホン）にて対応する。緊急出動が必要と認められた場合は、概ね20分以内に出動し、事業者がこの解決にあたる。
- (3) 利用料金は、来庁者の駐車スペースの確保を最優先するため、駐車場利用状況等を考慮して設定し、近隣の駐車場の料金体系を参考に設定すること。

【参考：現行料金】

8:00～18:00 20分ごと 110円

18:00～8:00 60分ごと 110円

当日最大料金 平日 8:00～18:00 1,100円、18:00～8:00 550円

同上 土日祝 8:00～18:00 770円、18:00～8:00 550円

また、必要に応じて料金改定する場合は、別途協議することとする。

#### (4) 割引等

- ① 須磨区役所利用者は、原則60分無料とし、複数窓口での相談、繁忙期による窓口の混雑等の理由により利用時間が60分を超える場合は所要時間を無料とする。

【区役所利用者の例】

ア. 開庁時間内に窓口で相談・届出に来られる方

イ. 夜間休日窓口で婚姻届等、戸籍の届出に来られる方

ウ. 区役所2階「おやこふらっとひろば」の利用者

エ. 区役所で実施する乳幼児健診・市民健診等の健康診断受診者、感染症予防接種を受ける者

オ. 官公署が主催・共催する会議の出席者、講演会の講師及び参加者、法律相談会の相談者・弁護士等の被相談者等

【区役所利用者にならない例】

ア. トイレ、自動販売機、ATMのみの利用者

- ② 須磨区保育所の送迎利用者は60分無料とする。
- ③ 須磨区役所開庁時間内における神戸市の福祉用駐車券を利用者は、所要時間を無料とする。
- ④ 献血車やレントゲン車等の健診用車両、感染症予防接種に従事する医療従事者等の車両、官公署が主催共催する会議・講演会・相談会等の資材搬入用の車両については、所要時間を無料とする。
- ⑤ 公用車とごみ収集車用の無料定期券を10枚配布する。
- ⑥ 須磨区役所2階の小規模保育所利用者の駐車料金の取り扱いについては、事業者と小規模保育所運営法人との協議により決めること。

- ⑦ その他、本市の業務上で必要がある場合、関係車両について、所要時間を無料とする。
- (5) 駐車場利用料金は、適宜、料金精算機から回収する。
- (6) 契約書第 12 条に規定する「本件土地の維持、保存、運営等」の内容には、
- ・ 月一度以上の駐車場内点検
  - ・ 定期的な駐車場内および隣接植栽部の清掃および草刈り（ただし、隣接植栽部にある植栽用散水設備、電気自動車用急速充電器、懸垂幕、公示用掲示板等、工作物の管理は不要）
  - ・ 必要に応じた車止めの浮きや害虫の発生等への対応
- を実施し、利用者からの苦情が無いように適切な管理を行うことを含む。
- (7) 駐車場の利用者・近隣住民等からの事故・機器故障・駐車券の紛失・苦情対応及び処理業務、駐車場内での事故や苦情等については、適宜対応報告書を提出すること。
- (8) 緊急時・災害時における対応業務。
- (9) 満空情報等の駐車情報をインターネット上に配信し、携帯電話等情報端末で閲覧できること。
- (10) その他、本市が事業に必要と認める業務。

## 2. 施設整備

添付図面配置により下記機器を事業者の負担で整備する。

- (1) 入庫口に発券機、出庫口に料金精算機、入出庫口にゲートを設置する。また、歩行者等の安全を確保するため、音声付きの出庫灯等の設備を設置する。料金精算機は高額紙幣、キャッシュレス決済に対応すること。ゲートについては、不具合や緊急時に事業者が遠隔操作で開閉できるものとする。
- (2) 本市の指定する場所に料金割引認証機を 11 台設置する。そのうち 5 台は 60 分無料処理、6 台は 60 分無料や所要時間無料等の対応ができる機種であること。
- (3) 駐車場、料金表、満空表示等の看板を設置する。
- (4) 駐車場機器や看板の設置は原則契約履行開始後とし、設置が完了するまでの間、駐車場を無料開放し整理員を配置すること。この場合の費用負担は全て事業者とする。
- (5) 契約書第 22 条にある原状回復作業期間は、駐車場を無料開放し整理員を配置すること。この場合の費用負担は全て事業者とする。
- (6) その他、新たに駐車場機器や看板等の設置、本件土地について修繕や原型を変更する行為をしようとするとき、使用計画を変更しようとするときは、事前に申請し仕様・スケジュール等を協議のうえ書面をもって承認を受けること。この場合の費用負担は全て事業者とする。
- (7) 駐車場運営に関し利用者・近隣者からの苦情・要望が、事業者内の適正な部署に速やかに届くよう駐車場内に連絡先の案内表示板等を適切に設置し、速やかな対応が可能となるような体制とすること。

## 3. 経費の負担

- (1) 当事業にかかる全ての経費（本市による設置物を除いた機器の維持・メンテナンス作業（機器故障の際の修理費等）、料金割引認証機のインク等、電気代・水道代・電話通信代・保険料等）は事業者の負担とする。
- (2) 当事業に関する機器の電気使用料は、設置機器の想定使用量にもとづき本市から駐車場運営

者に請求する。また、それに伴う設置機器の想定消費電力量（いわゆるカタログスペック）等を説明する資料を契約開始日までに提出すること。

(3) 算出した電気使用料を本市が発行する納付書をもって前後期（年2回）に収めること。

(4) 水道設備・ガス設備・通信設備等を設置する場合は、原則として事業者が供給会社と契約すること。

#### **4. 損害賠償**

事業者は、事業者の責に帰する理由により本件土地の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは当該滅失または毀損の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければならない。但し、本件土地を原状に復した場合はこの限りではない。また、事業者の責に帰する理由により第三者に損害および権利の侵害を与えた場合は、事業者の責任において処理すること。

#### **5. 資料・報告書の提出**

(1) 次の資料については、年度の半期（4月～9月、10月から翌年3月）分の内容

① 利用日ごとの駐車場利用台数

② 利用日ごとの無料駐車料金の台数（無料処理機ごと、無料対象時間ごと）

(2) 次の資料については、年度終了後2か月以内に提出する。

草刈り、車止めの浮き等の補修、害虫駆除等についての実施状況

#### **6. 法令の遵守**

本件の使用にあたっては、神戸市個人情報保護条例のほか関係法令及び関係規定を遵守すること。

#### **7. その他**

事業者は、契約期間の満了または契約の解除等により、本事業を別の事業者引き継ぐ必要が生じた場合は、円滑に引き継がれるように協力しなければならない。

【 問 い 合 わ せ 先 】

**神戸市須磨区総務部まちづくり課総務担当**

〒654-8570 神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号

須磨区役所4階

電話078-731-4341(直通)

FAX078-731-4362

<ホームページアドレス>

<https://www.city.kobe.lg.jp/i73375/business/contract/nyuusatsu/nyuusatsu.html>

須磨区役所 入札

検索

